

1 歴史都市・京都の景観の保全と創造

～国家戦略としての京都創生の推進～

京都市ではこれまでから、豊かな自然や多くの歴史的資産、風情ある町並みが融合した京都らしい美しい景観を守るため、市民の理解と協力を得て、自然景観の保全とともに市内全域に高さ規制を講じるなど、数々の取組を行って参りました。

平成19年9月からは、50年後、100年後を見据えた京都の景観づくりを目指して、①市街化区域の3割以上にも及ぶ建物の高さ規制の強化、②建物のデザイン規制の見直し、③眺望景観や借景の保全、④屋外広告物対策の強化、などを柱とした全国に類のない「新景観政策」を実施しております。

しかし、こうした先駆的な取組にもかかわらず、山紫水明の豊かな自然景観が変容するとともに、都心部の京町家をはじめとする貴重な景観資産が失われつつあります。かけがえのない京都の貴重な景観を保存するためには、今なお残る歴史的な資産を日本の財産、世界の宝として守り、活用していくための制度的・財政的な特別措置が必要です。

そのため、京都市から強く要望を行ってきたところ、国におかれては、平成19年度に景観形成総合支援事業を創設され、さらに、平成20年度には「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」が制定され、新たに歴史的環境形成総合支援事業も創設されました。

京都市は、平成21年11月、歴史まちづくり法に基づく「歴史的風致維持向上計画」の認定を受けました。今後とも、国の支援制度を活用し、計画の推進に全力を傾注して参りますが、更なる制度的・財政的措置の拡充を提案しますとともに、景観を著しく阻害している電線の無電柱化の早期推進をあわせて提案します。

